

## 子ども・子育て支援新制度における各種基準について

### 1. 新制度における教育・保育施設と地域型保育事業

新制度のスタートに伴い、宇治市では、全国の市町村と同様に、次の3つの基準を条例で定める必要があります。

- (1) 教育・保育施設、地域型保育事業の運営が、新制度において適格かどうかの確認基準  
下の表の 部分
- (2) 地域型保育事業の人員や面積などが、必要な内容を満たしているかどうかの認可基準  
下の表の 部分
- (3) 育成学級や民間法人による学童保育などが、放課後児童健全育成事業としての人員や面積など、必要な内容を満たしているかどうかの基準

区分	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	幼稚園	京都府	宇治市
	保育所		
	認定こども園 (幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ)		
地域型保育事業	家庭的保育 (5人以下の子どもを保育する)	宇治市	
	小規模保育 (6人～19人の子どもを保育する)		
	居宅訪問型保育 (保護者の自宅で1対1で保育する)		
	事業所内保育 (事業所等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する)		

「確認の基準」と「認可の基準」を宇治市が条例で定めます。

### 2. 宇治市が定める予定の3つの条例

- (1) 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
上の表の 部分  

市町村の確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業を、それぞれ「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」といいます。
- (2) 宇治市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
上の表の 部分

### (3) 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 3 . パブリックコメントの実施

宇治市では、これら3つの条例を定めるにあたって「宇治市パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、広く市民の皆さんからご意見を募集します。

(1) 実施期間 平成26年7月15日(火)～平成26年8月13日(水) 30日間

(2) 意見を提出できる人

市内在住、在勤、在学の人  
本市に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他の団体  
本市に対して納税義務を有する個人及び法人  
上記対象者の他、本条例の骨子に利害関係を有する人

(3) 意見の提出方法

こども福祉課への持参	郵便	F A X
電子メール	「市民の声投書箱」への投函	

## 4 . 各条例の内容とご意見について

制定を予定している3つの条例の内容などの資料は、後日お送りします。

条例の内容について、ご意見をいただく場合は、後日お送りする資料に同封の用紙にて、8月13日(水)必着で、ご提出をお願いします。

## 5 . 今後の予定

委員の皆様からお寄せいただいたご意見及びパブリックコメントでのご意見に対する宇治市の考え方は、次回会議(8月下旬(予定))にてお知らせする予定です。

また、宇治市子ども・子育て会議とパブリックコメントでのご意見を踏まえ、平成26年9月に開催予定の宇治市議会に議案として3つの条例案を提出する予定です。

## 宇治市子ども・子育て会議の役割について

この会議は、「子ども・子育て支援法」や「宇治市子ども・子育て会議設置条例」に基づき、次のような役割を担っていただいています。

< 宇治市子ども・子育て会議の担う役割 >

「子ども・子育て支援法」第77条第1項に定められた事項

現在の計画である宇治市児童育成計画の推進に関する

意見の交換や調整

宇治市の子ども・子育て支援に関する必要な調査や審議

### 子ども子育て支援法第77条第1項に定められた事項

- ・教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の利用定員の設定について意見を述べること
- ・地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の利用定員の設定について意見を述べること
- ・「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の策定や変更について意見を述べること
- ・宇治市の子ども・子育て支援施策の推進に関して必要な事項や施策の実施状況の調査や審議を行うこと